

広島県告示第百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

天応西条三丁目二十四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成十四年十一月七日広島県告示第千四百四十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱六号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存する。標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
呉市		天応西条三丁目						七五五番二八		標柱一号	
		天応町				甲手山		一〇二一八番一		標柱二号、三号及び四号	
		天応西条三丁目						七五五番一三		標柱五号	
								七六〇番四		標柱六号	
								七五五番八		標柱七号	
								七五五番一一		標柱八号	